

井上新会長の就任あいさつ

第8回通常総会におきまして、木村亮一前会長の後任として、第3代協会会長に就任いたしました。前会長におかれましては、16年間の長きにわたり強いリーダーシップを発揮され、当協会並びに産業廃棄物業界の発展に努められました。

前会長の築かれた礎を守り協会をさらに発展させるべく、協会のガバナンスを強化し、協会と協会員のさらなる地位向上を図ります。

さらに最近、廃棄物処理法違反事案が県内で増加していることから、法令の理解とコンプライアンスの強化を図ります。



一般社団法人
三重県産業廃棄物協会
会長 井上 吉一

会員相互のコミュニケーションをより一層充実させ、情報の共有化を図ります。

そして、SDGsに沿った事業活動を実施するとともに、会員同士の横の連携による会員増強と安定した事業運営を行います。

また、三重県及び市町行政との連携を密にし、会員の皆様と共に産業廃棄物の適正な処理に向けた取り組みを一層進めてまいりますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げ、会長就任の挨拶とさせていただきます。

令和元年度 県政について県議会への要望活動

当協会は、会員の皆さまからいただいた県政への要望等を取りまとめ、令和元年9月12日に自由民主党三重県支部連合会と三重県議会新政みえに対して、井上会長ほか6名が要望活動を行いました。

要望活動では、かねてより協会から要望を行っていた廃棄物関係の功労者に対する表彰制度が創設制定され、当協会前会長の木村亮一氏が受賞の栄に賜ったことにお礼を述べるとともに、次の3点について要望を行いました。

- ①三重県発注の総合評価物件における「災害協定」評価について、協会会員で災害時の応援協力要請に対応することとしている事業者への加算点を上げること。
 - ②県が産業廃棄物を委託処理する場合の優良処理産業廃棄物処理業者の活用に関する規定を「環境物品の調達方針」に追加すること。
 - ③廃プラスチック類等の適正処理の推進について、排出抑制から資源循環体制の構築及び適正処理の確保まで、総合的な対策を進めること。
- また、上記に加え、県において検討が進められている、産業廃棄物条例の改正等に関して、意見交換を行いました。

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

「2030年までに貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求しよう」大胆かつ新しい「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が2015年9月に国連総会で採択されました。そこに盛り込まれているのが、世界を変えるための17の目標「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」です。(国際連合広報センターHPより)

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 目標 1 貧困をなくす | 目標 2 飢餓をゼロにする |
| 目標 3 すべての人に健康と福祉をもたらす | 目標 4 質の高い教育の普及 |
| 目標 5 ジェンダー平等を実現する | 目標 6 安全な水とトイレの普及 |
| 目標 7 手ごろな価格のクリーン・エネルギーの普及 | |
| 目標 8 働きがいのある仕事と経済成長を両立させる | |
| 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくる | 目標10 人や国の不平等をなくす |
| 目標11 住み続けられるまちづくり | |
| 目標12 責任ある消費と生産 | 目標13 気候変動に具体的な対策をとる |
| 目標14 海の豊かさを守る | 目標15 陸の豊かさを守る |
| 目標16 平和、正義と充実した制度機構 | 目標17 パートナリーシップで目標を達成する |



労働災害防止計画推進標語

「ヒヤリで済んだあの教訓 心に刻んで安全作業」

廃棄物の適正処理と監視指導について

～三重県の講演会から～

1 廃棄物の適正処理の推進について

三重県産業廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 古市哲也氏の講演の一部を紹介します。

○廃棄物における構造的な問題

多くの商行為は、物品（有価物）とお金を交換することで成立していますが、これと異なり、産業廃棄物の処理の場合は物品（廃棄物）とお金と同じ方向に流れるという特殊性があります。その結果、排出事業者による廃棄物処理に係るコスト負担の動機づけが低くなり、結果として廃棄物の不適正処理に繋がりがねない構造的な問題がありました。

○廃棄物処理法の変遷

このことから、国においては、排出事業者の責任を明確にするとともに、生活環境の保全に支障をきたすような廃棄物の不適正処理等を防止するため、廃棄物処理法の累次の改正を行う等、構造改革に向けた取り組みが進められています。

| 年度 | 新たに追加された規定 |
|-----------|--|
| H 9、12年改正 | ○排出事業者責任の徹底 措置命令の拡充（対象者の拡大）等 ○不適正処理対策 罰則の強化 |
| H15～17年改正 | ○不法投棄等の未然防止等の措置 都道府県等の調査権限の拡充（特に悪質な業者の許可取り消しの義務化）、不法投棄の未遂罪、目的罪の創設 等 |
| H22年改正 | ○排出事業者による適正処理対策の強化 罰則の強化、措置命令の対象となる行為の拡大（不適正な保管や収集運搬も対象） ○廃棄物処理業の優良化の推進等 優良産廃処理業者認定制度の創設 |
| H29年改正 | ○廃棄物の不適正処理への対応の強化 許可を取り消された者等に対する措置の強化 ○マニフェスト制度の強化 特定の産業廃棄物の多量排出者に電子マニフェストの使用を義務付け ○有害使用済機器の適正な保管等の義務付け |

○三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の見直しの状況

三重県は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」が、施行後10年を経過したことから、この間に明らかとなった運用上の課題等に対応するため、平成31年1月30日に開催された三重県環境審議会に、同条例の改正のあり方について諮問しました。

同審議会で設置された産業廃棄物条例部会では、これまで3回の審議が行われ、主に次の3つの論点について、検討が行われています。

- ・産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
 - ・優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等
 - ・建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（発注者）の責務の追加等
- 同部会においては、引き続き条例改正のあり方について検討を行い、中間案を取りまとめ後パブリックコメント等を経たうえで、さらに議論を深め、最終的な答申がなされる予定となっています。

2 三重県における監視指導について

三重県産業廃棄物対策局廃棄物監視・指導課 坂口武史氏の講演の一部を紹介します。

○監視指導状況

- ・環境省の調査からは、不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成10年代前半と比べ大幅に減少してきているものの、依然として悪質な不法投棄が新たに発見され、後を絶たない状況にあります。
- ・県内の平成30年度の不法投棄件数は前年度より減少し41件であり、建設系廃棄物が9割を超える状況です。

○不適正処理防止

三重県では、早期発見・未然防止のため、広がりのある監視活動（市町・事業者・地域活動団体との連携協働、県民への啓発活動）、間隙のない監視活動（民間監視パトロール・監視カメラの活用・スカイパトロール）に取り組んでいます。

○行政処分事例

- ・三重県では平成30年度は廃棄物監視・指導業務において、12業者19件の行政処分を行いました。
- ・産業廃棄物処理基準違反を行った者に対しては、改善命令を発出しました。また、焼却禁止に違反した者及び名義貸しの禁止に違反した者に対しては、産業廃棄物処理業許可の取消しを、産業廃棄物管理票に関する違反をした者に対しては、産業廃棄物処理業の事業の停止の行政処分を行いました。